

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年三月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年十二月十二日奈良県指令建第九四―一四九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年三月四日建第八四〇九号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年三月四日建第五〇五四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市地黄町八六番一及び一〇〇番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市地黄町三七二番地

横田壽久

橿原市土橋町一七〇番地の五

日進不動産株式会社 代表取締役 竹中將浩

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市地黄町八六番一及び一〇〇番の各一部

下水道 橿原市地黄町一〇〇番の一部

一 許可番号

平成二十六年十月十日奈良県指令建第九四―一〇一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年三月四日建第八四一〇号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年三月四日建第五〇五五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市竹内二一七番一、二二二番一の一部、三三五番一の一部、三三七番一の一部、  
三四〇番の一部、三四一番の一部及び二二二七番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市竹内三九三番地

株式会社大地不動産 代表取締役 阪口馬左也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市竹内二二二番一、三三五番一、三三七番一、三四〇番、三四一番及び

二二二七番の各一部

下水道 葛城市竹内二二二番一、三三五番一、三三七番一、三四〇番、三四一番及

び二二二七番の各一部